

工事請負契約における「前金払制度」の改正及び「中間前金払制度」の導入について

一宮町において、公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保を図れるよう、下記のとおり「前金払制度」の改正及び「中間前金払制度」の導入を令和2年4月1日より行いますのでお知らせします。

1. 前金払制度の改正について

(1) 改正内容

内 容	現 行	改 定
前金払対象工事の限度額 5,000 万円を撤廃	前金払額： 請負代金額の 4 割。ただし <u>前払金が 5,000 万円を超える場合は 5,000 万円を限度とする。</u>	前金払額： 請負代金額の 4 割以内
土木建築に関する工事の設計又は調査、測量業務委託における前金払制度の導入	前金払対象： <u>対象外</u>	前金払対象： (設計又は調査) 1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査 (測量) 1 件の請負代金額が 500 万円以上の測量 前金払額： 請負代金額の 3 割以内

2. 中間前金払制度の導入について

(1) 制度の目的

建設業を取巻く経営環境が依然として厳しいことを踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を図ることで、事業経営の安定化につなげるもの。

(2) 対象となる工事

1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木建築に関する工事が対象となります。ただし、当初の前払金を受けていることが必要です。

※ 中間前金払の請求前に部分払を行ったものは対象外です。

※ 土木建築に関する工事の設計又は調査、測量業務委託は、中間前金払制度の対象外です。

(3) 中間前払金の額

請負代金額の 2 割以内とします。

※ 当初の前払金と合せて請負代金額の 6 割を超えることはできません。

(4) 認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していることが必要になります。

- ①工期の2分の1を経過している。
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われている。
- ③既に行なわれた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当する。

(5) 事務手続き

①認定の請求

受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ「中間前金払認定申請書（様式第1号）」及び「工事履行報告書（様式第2号）」と実施工程・進捗状況等が記載された「工程表」、「全景写真」等を添付し工事担当課へ提出してください。

②認定通知書の交付

工事担当課は、提出された書類を審査し、要件を満たしている場合は、受注者に「中間前金払認定通知書（様式第3号）」を交付します。

③保証契約の申込み

受注者は、保証事業会社に対して、発注者から交付された中間前金払認定通知書を添えて、保証事業会社に中間前払金保証の申込みをします。

④保証証書の発行

保証事業会社と保証契約を締結することにより、中間前払金保証に係る保証証書が受注者に発行されます。

⑤中間前金払の請求

受注者は、請求書に保証証書（原本）を添えて、工事担当課に提出します。

⑥中間前金払の支払い

発注者は、受注者の指定する口座へ中間前払金を振り込みます。

